

議案第 42 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定について

平成21年10月8日、浄明寺四丁目で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成21年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 21,000円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]